（例示様式）

最低賃金に関する規定

1. 当社における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額　　　　　円とする。ただし、最低賃金法第７条の最低賃金の減額特例許可を受けた者を除く。

２　前項の賃金額には、最低賃金法第４条第３項に定める賃金を算入しな

い。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第２条の定め

るところによる。

　　　　附則　　この規定は、令和　　年　　月　　日から施行する。

令和　　年　　月　　日

住所

事業場名

代表者名